

2024年7月1日

富国生命保険相互会社

**令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに対する
保険料払込猶予期間延長の追加対応について**

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

富国生命保険相互会社（社長 米山 好映）は、令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに対する支援を目的として、災害救助法適用地域において保険料の払込みに関する猶予期間の延長を実施しておりますが、下記の通り追加のお取扱いを実施いたします。

保険料払込猶予期間の延長について

現在、契約者さまからのお申し出により、保険料の払込猶予期間を最長6ヵ月（2024年7月31日）まで延長する特別取扱いを実施しています。保障をご継続されるためには、保険料払込猶予期間の延長分の保険料を2024年7月31日までに払込みいただく必要がありますが、猶予期間分の保険料全額の払込みが困難な場合は、猶予期間分の保険料の払込期限を2025年2月28日まで再延長いたします。

なお、猶予期間分の保険料のお払込みにあたりましては、保険料払込方法が月払のご契約の場合は、月単位の「分割払込」のお取扱いが可能です。

ご不明な点などございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡下さい。

【問い合わせ先】

フコク生命 お客様センター
電話：0120-259-817

【受付時間】

平日 午前9時から午後5時（12月30日から1月3日を除く）

以上